

# 第1回 奥日野たたら文化活用検討委員会

平成27年6月10日(水)午後3時～

日野町役場 大会議室

## ■日程

- ・あいさつ
- ・委員自己紹介
- ・座長選出
- ・協議
  - ①都合山たたら遺跡の保存・活用について
  - ②近藤家住宅周辺の町並みの保存・活用について
  - ③その他
- ・その他

## ■閉会

## 奥日野たたら文化活用検討委員会 委員名簿

任期(H27. 6. 1~H28. 5. 31)

氏 名	所 属 等
角 田 徳 幸	島根県立古代出雲歴史博物館 交流・普及課長
中 原 齊	鳥取県埋蔵文化財センター 所長
大 川 泰 広	鳥取県教育委員会事務局文化財課 歴史遺産室 文化財主事
塔 田 淳 一	鳥取県西部総合事務所日野振興センター 日野振興局長
佐々木 幸 人	伯耆国たたら顕彰会 会長
藤 原 洋 一	伯耆国たたら顕彰会 事務局長
小 谷 澄 男	日野町観光協会 会長
杉 本 準 一	日野町文化財保護審議会 委員
田 貝 英 雄	奥日野ガイド倶楽部 会長
小 谷 保 夫	上菅地区地元代表
山 口 秀 樹	日野町副町長
長谷川 弘 信	日野町教育長
12名	

### 事 務 局

権 田 正 直	日野町企画政策課長
入 澤 眞 人	日野町企画政策課・日野町教育委員会 主任

## ■会議の進め方■

### 1. 会議でお願いしたい事項

委員会での協議内容を踏まえ、地域遺産としてのたたら文化をまちづくりに生かすための方策を取りまとめいただきたい。

### 2. 会議のスケジュール

会議は、現地調査を含め3～4回開催予定。

## ①都合山たたら遺跡の保存・活用について

- ・ 公有地化した後の遺跡保存の具体策をどうするか
- ・ エコツアーなど、観光メニューとしての活用ができないか
- ・ 遺跡案内板・ガイドブックの作製について（地方創生先行型事業）
- ・ 文化財指定への検討について

## ②近藤家住宅周辺の町並みの保存・活用について

- ・ 近藤家住宅の文化財としての価値をどう評価していくか
- ・ たたら製鉄が町にもたらした成果や文化を後世にどう伝えるか
- ・ 根雨の町並みを活用した観光のまちづくりとしてどう生かすか

など

## 事業提案

		所属課	教育委員会
1. 事業名	都合山遺跡等たたら活用推進事業		
2. 事業概要	<p>日野町中菅の「都合山たたら遺跡」は、明治 31 年、当時の東京帝国大学の俵教授により調査され、たたら場の図面や操業記録など、多くの資料が残されており、操業当時の具体的な状況が確認できる、全国でもあまり例のない、貴重なたたら遺跡である。</p> <p>このたび遺跡用地を町有化したのを契機として、町内外に広くPRし、観光客・見学者の増加を目指す。また専門家の意見も聞きながら活用方法の検討を行う。</p> <p><b>【事業内容（先行型）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都合山たたら周辺の案内看板、ガイドマップ・パンフレットの作成。</li> <li>・活用方策検討会議の開催。</li> </ul>		
3. 事業費（千円） （細節ごとに記入）	<p>報償費      160千円</p> <p>需用費（印刷製本費）      450千円</p> <p>委託料      1,000千円</p> <p>計          1,600千円</p>		
備 考	<p>（積算根拠）</p> <p><b>【報償費】</b></p> <p>会議報償金 2,500円×8人×3回=60,000円</p> <p>講師謝金（交通費込）                      100,000円</p> <p><b>【印刷製本費】</b></p> <p>都合山たたら遺跡ガイドマップ印刷</p> <p>A3 見開き両面フルカラー／5,000部      150,000円</p> <p>都合山たたら紹介パンフレット印刷</p> <p>A5 16p 2,000部                                      300,000円</p> <p><b>【委託料】</b></p> <p>看板（遺跡本体）作成委託料              1,000,000円</p>		

## 奥日野たたら文化活用検討委員会 設置要領

(設置)

第1条 奥日野地域のかつての一大産業であった「たたら製鉄」の歴史および文化を地域の遺産としてまちづくりに生かすため、奥日野たたら文化活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都合山たたら遺跡の保存・活用にかかわることを中心に、たたら製鉄がもたらした文化や景観、まちなみなどを生かしたまちづくりについて検討する。

(委員)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げるものから町長が委嘱する。

- (1) たたら製鉄の研究に携わる者
- (2) 文化財保護に携わる者
- (3) 観光振興に携わる者
- (4) 日野町職員
- (5) その他、町長が特に必要があると認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。

(報奨金)

第5条 委員のうち、自治体職員以外の者に対して、予算の範囲内で、会議1回につき1人2,500円を報奨金として支払う。

(組織)

第6条 委員会に座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

(会議)

第7条 委員会は、座長が招集し、会議の議長となる。ただし、初回の会議については町長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。